

1

国際政策の推進

(1) アジア・ブロードバンド計画の推進

アジアにおけるブロードバンド環境整備の推進

アジア地域のブロードバンド環境の整備に向けた行動計画として、総務省は平成15年3月、e-Japan重点計画-2002及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002に基づき、関係府省とともにアジア・ブロードバンド計画を策定した（図表）。本計画は、e-Japan戦略、e-Japan重点計画-2004等においても着実に推進することとされている。

これまでに、アジアの9か国・地域との間で本計画推進に関する協力取決め等を締結したほか、日中韓の間ではICT8分野の協力に関する取決めについて合意した。また、これらに基づき、各種研究開発プロジェクト、人材育成施策や政策対話等を実施している。

また、官民の強力な連携の下に本計画に基づく取組を加速するために、平成16年3月から、「アジア・ブロードバンド推進会議」を開催している。同年8月には、重点的に推進すべき分野、重点分野における具体的施策等について「2005年度までに案件形成すべき施策」

及び「2005年度までに実施または着手すべきプロジェクト」が示され、現在これらに基づき案件形成、施策の実施を推進している。

さらに、平成16（2004）年12月に発生したスマトラ島沖大地震及びインド洋津波災害を受け、国連防災世界会議等において我が国等を中心として「インド洋における津波早期警戒メカニズム」の構築について積極的に貢献することとされたことを踏まえ、当該地域においてその防災情報を地域の住民に迅速かつ効果的に知らせる情報通信システムの構築支援に貢献することとしている。

具体的には、我が国の防災行政無線や津波警報等の放送システムの必要性・有用性を国際会議や二国間政策対話等を活用し各国へ啓発するとともに、各国の通信・防災担当主管庁との連携を強化し、各国の情報伝達システム構築のための計画策定や案件形成を促進することとしている。

図表 アジア・ブロードバンド計画（概要）

目標（2010年）

すべての人々がブロードバンドへアクセス
IPv6への移行、ICTでアジアが世界をリード
文化的財産等のデジタル・アーカイブ化
情報通信分野の技術者・研究者を大幅に増加

アジア・北米・欧州間の情報流通量を均衡化
人々が安心して情報通信技術を利用できる環境の整備
主要言語間の機械翻訳技術の開発・実用化

→ アジア域内の情報流通が活性化し、アジアが世界の情報拠点（ハブ）になることを目指す

「アジア・ブロードバンド計画」の推進 ＜取組例＞

- 1 アジア・ブロードバンド計画推進等に関する各国との協力取決め等
 - (1) 二国間協力関係の構築
 - ・インドネシア、ベトナム、タイ、マレーシア、カンボジア、香港、フィリピン、中国、インドの情報通信主管大臣等との間で、共同声明等を採択
 - ・インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、モンゴル、カンボジアとの間で、具体的協力内容について政策対話を実施
 - (2) 多国間協力関係の構築
 - ・日中韓の情報通信主管大臣の間で、ICT 8分野の協力を合意。それぞれの分野ごとにワーキンググループ等を開催
 - ・APT、APEC、ASEAN + 3等の国際会議において、アジア・ブロードバンド計画に基づく協力の働きかけを実施
- 2 アジア・ブロードバンド計画に基づくプロジェクト
 - (1) ネットワーク・インフラ整備（ODA）
 - ・ベトナム・南北光海底ケーブルの敷設、イラク・南北マイクロ基幹網整備計画、カンボジア・中部光ファイバ基幹通信網整備計画
 - (2) アプリケーション・コンテンツ・基盤技術開発
 - ・アジア・ブロードバンド・プラットフォームの構築（光ファイバや衛星によるテストベッドを活用したアプリケーションの開発・実証等）
 - ・NICTアジア研究連携センター（タイ自然言語ラボラトリー、シンガポール無線通信ラボラトリー）
 - (3) 人材育成
 - ・総務省、JICA、APT等によりICT分野の人材育成を実施。参加者：約800人（2004年度）
 - ・技術協力プロジェクト：ベトナム第三国研修（電気通信）、インドネシア政府職員に対するICT能力向上計画、マレーシア・マルチメディア・ネットワーク教育プロジェクト
 - ・専門家派遣：2004年度 8名（インドネシア（3名）、タイ、フィリピン、マレーシア、APT、UNESCAP）
 - (4) 防災のための情報通信システムの構築支援
 - 国際会議、政策対話等の機会を捉え、防災行政無線、津波警報等の放送システム等防災におけるICTの重要性・必要性について啓発

1

国際政策の推進

(2) 二国間・多国間での取組

積極的な対話による国際協調と国際理解の推進

1 二国間での主な取組

(1) 「成長のための日米経済パートナーシップ」

2001（平成13）年6月、米国キャンプデービッドにおいて開催された日米首脳会談において、日米間の対話を通じて持続可能な成長のために協調することを目的として立ち上げられ、次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ等の各種会合の下、毎年多面的に協議を行っている。

2004（平成16）年10月には、日米規制改革及び競争政策イニシアティブについて、日米政府間で電気通信分野を含む各分野に係る規制改革及び競争政策についての要望書を交換した。

(2) 「日EU行動計画」

2001年12月、ブリュッセル（ベルギー）において開催された日EU定期首脳協議において、2001年から10年間の協力分野及び内容を具体化した「日EU行動計画」を採択した。また、2004年6月、第13回日EU定期首脳協議の共同プレス・ステートメントにおいて、「ICTに関する協力についての共同宣言」が発出された（図表）。

(3) 日印共同声明

2005（平成17）年1月、麻生総務大臣は来日したインド国通信情報技術大臣と会談し、アジア・ブロードバンド計画の推進を含めICT分野における今後の二国

間協力の推進を合意した共同声明を採択し、署名した。

(4) 自由貿易協定（FTA）／経済連携協定（EPA）締結に対する取組

多国間交渉である世界貿易機関（WTO）の枠組よりも高い水準の自由化を二国間・地域間で迅速に実現できるという利点に鑑み、自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）／経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。既にシンガポール及びメキシコとの間でEPAが発効し、フィリピンとの間では大筋合意に達したところである。さらに、現在、韓国、マレーシア及びタイとの間で、WTOルールとの整合性に留意しながら、外資規制の撤廃・緩和、相互接続ルール等の競争促進的な規制の枠組等を実現すべく、協定の締結交渉を行っている。2005年4月からASEAN全体と交渉を開始しており、2005年1月に、チリ、インドネシアとの間でもFTA／EPAの交渉開始を検討するための共同研究会、共同検討グループがそれぞれ立ち上げられた。

2 多国間での主な取組

(1) 世界貿易機関（WTO）における新ラウンド交渉

2001年11月から開始されたWTO（World Trade Organizations）ドーハラウンド交渉では、サービス貿易分野で最も重要な分野の一つとされている電気通信

図表 第13回日EU定期首脳協議（2004年6月）における「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」

共同プレスステートメントにおける個別文書の発出	「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」の概要（協力を進めていく分野）
首脳協議後の共同プレスステートメントにおいては、特に日EU双方の協力を推進する分野について、個別文書を発出。 【経済分野】 「日EU間での双方向投資促進のための協力の枠組」 「アジアにおける知的財産保護に関する日EUイニシアティブ」 「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」 【政治分野】 「軍縮と不拡散に関する日EU共同宣言」	■ 電子政府（政府調達手続の電子化の国際標準化等）に関する協力 ■ 教育、医療等へのICTの導入に向けた協力 ■ ユビキタスネット社会の実現のための技術に関する協力 ■ オープンソースソフトウェア（OSS）に関する協力 ■ デジタルコンテンツの流通促進に向けた協力 ■ インターネットの安全の確保に向けた協力 ■ 迷惑メール（スパム）対策に関する協力 ■ 世界情報社会サミット（WSIS）第二フェーズの成功に向けた協力

分野について、そのより一層の自由化に向け、各加盟国と積極的な交渉を展開している。我が国は、電気通信分野については、WTO加盟国の中でも最も自由化の進展している国の一つであることから、諸外国に対しては、一律に課せられている外資規制等の措置について、撤廃・緩和の要求を行っている。なお、2004年7月の一般理事会決定において、2005年5月末までの改訂オファー（自由化提案）提出、2005年12月の閣僚会議（香港）の開催が決定され、交渉の機運は今後更に高まる場所である。

（2）アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

APT（Asia-Pacific Telecommunity）では、2004年7月、バンコク（タイ）において、APT設立25周年を迎えることを記念して、各国の電気通信大臣を集めた「アジア・ブロードバンド・サミット」を開催し、アジア・太平洋地域内のブロードバンド導入に向けた具体的な行動計画が採択された。

（3）経済協力開発機構（OECD）

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development）では、情報・コンピュータ・通信政策委員会（ICCP：Committee for Information, Computer and Communications Policy）における加盟各国の意見交換を通じ、情報通信に関する政策課題及び経済・社会への影響について検討を行っている。OECDの特徴は、他の国際機関に比べ、最新の政策課題につき経済学的な観点から客観的・学術的とされる議論を行う点にある。ICCPは、通信規制政策、情報セキュリティ、プライバシー等の分野において特に先導的な役割を果たしている。また、加盟国の情報通信動向・統計をまとめたOECD通信白書（Communications Outlook）を、2年に1回発行している。

（4）アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）では、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）等において、次世代ネットワークの推進、デジタル・ディバイドの解消、

ブロードバンドの普及、WTOへの貢献、ビジネス円滑化、セキュリティ及び人材育成等、情報通信分野に関する各種の議論及び情報交換が活発に行われている。

総務省は、TELの各分科会議長／副議長等を継続的に担当するとともに、我が国の情報通信政策の紹介、研究開発プロジェクトの提案、アジア・太平洋地域の情報主管庁との意見交換等を通じ、これらの会合に主体的に対応しており、APECの情報通信関連の取組に積極的に参加している。

（5）主要国首脳会議（G8サミット）

G8サミットでは、1994（平成6）年のナポリ・サミット以来、情報通信関連のテーマが毎年取り上げられている。2004年6月に開催されたG8シーアイランド・サミットの議長総括では、世界経済情勢、WTOの促進、環境問題及び汚職（透明性）への言及がなされ、透明性の向上においては、情報技術が役立つことが記載された。また、「拡大中東パートナーシップ」で採択された「G8改革支援計画」では、「デジタル知識の向上のための地域への支援」として、コンピュータへのアクセスの提供又は拡大のための官民パートナーシップ、コンピュータに基づいた技術のカリキュラムへの統合、電子政府の取組に対する支援等について記載された。

（6）東南アジア諸国連合（ASEAN）+3電気通信及びIT担当大臣会合

本会合は、ASEAN加盟10か国と日本・中国・韓国3か国の電気通信担当大臣がASEAN地域における情報通信分野での協力関係につき議論するものであり、第1回会合が2004年8月にバンコクにおいて開催された。

本会合では、電気通信及びITの発展のために、人材育成、通信インフラ整備、ASEANと日中韓の協力等について広く議論を行い、我が国からは総務副大臣が出席し、「アジア・ブロードバンド計画」の普及・促進を図るとともに、ASEAN諸国との協力を加速させた。

1

国際政策の推進

(3) 日中韓における協力・協調

3大臣、日中韓の連携体制の充実・強化に合意

2002（平成14）年9月、マラケシュ（モロッコ）において、日中韓3か国の情報通信分野における協力等の促進を目的として、3か国の民間企業、研究機関等の関係者同席の下、第1回日中韓情報通信大臣会合が開催された。

2004（平成16）年7月には札幌において、第3回日中

韓情報通信大臣会合が開催された。会合では、日中韓3か国の情報通信分野における協力をより一層推進する観点から、2003（平成15）年に合意された「協力取決め」の改正を行い、新規協力項目として「電子タグ/センサーネットワークに関する協力」等の追加を行った（図表）。

図表 第3回日中韓情報通信大臣会合「改正協力取決め」（概要）

- 国際協力
本協力枠組の円滑な実施の支援、日中韓情報通信大臣会合の開催準備等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置
- 3G及び次世代移动通信
無線インターネットサービス、移动通信の国際ローミング、移动通信技術及びサービスに関する共同研究開発等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置
- 次世代インターネット（IPv6）及び電子タグ/センサーネットワーク
IPv6普及のための情報交換、電子タグ及びセンサーネットワーク技術に関する情報交換、ユビキタスネットワークに関する情報交換等の協力を行うためのワーキンググループ設置
- デジタルテレビ及びデジタル放送
デジタル放送政策に関する情報交換、デジタル放送技術及びサービスに関する研究開発及び技術に関するセミナー開催等に関する協力を行うためのワーキンググループ設置
- ネットワーク・情報セキュリティ
ネットワーク・情報セキュリティに関する政策及び制度、ハッキング、ウイルスを含むサイバー攻撃に対する共同対応、オンライン上のプライバシー保護に関する協力を行うためのワーキンググループ設置
- オープンソースソフトウェア
オープンソースソフトウェアのアプリケーションに関する評価、共同開発研究等に関する協力を行うための北東アジアオープンソースソフトウェア推進フォーラムの設置
- 電気通信サービス政策
テレコムサービス政策に関する研究、相互接続に係る政策に関する情報、電気通信事業者間の紛争処理に関する情報交換等を行うための政策フォーラムの設置
- 2008年北京オリンピック大会
通信ネットワーク、ネットワーク・情報セキュリティ、電子政府の構築及び高度化に関する協力を行うための連絡体制の設置

1

国際政策の推進

(4) 世界情報社会サミット (WSIS)

国連主催による初の情報通信関係のサミット

1 世界情報社会サミットの概要

世界情報社会サミット (WSIS : World Summit on the Information Society) は、ITU主導の下、国連の行事として、情報社会についての共通ビジョンの確立及び理解の促進を図り、このビジョンの実現に向けて協調的に発展を遂げるための宣言及び戦略的な行動計画を審議・策定し、その実現を図ることを目的としている。WSIS第1フェーズは、2003 (平成15) 年12月にジュネーブ (スイス) において54か国の政府首脳、83人の情報通信大臣等、176か国、約2万人が参加して開催され、首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョン実現等のための基本宣言及び行動計画を策定した (図表)。

2 WSIS第2フェーズに向けて

2005 (平成17) 年11月にはチュニス (チュニジア) で第2フェーズが開催される予定であり、ジュネーブで採択された行動計画の具体的な実施方策やその体制、インターネットガバナンスの在り方及びデジタル・ディバイド解消に関するファイナンスメカニズムの検討が課題として挙げられている。

我が国としては、WSIS第2フェーズのため、ITU及び幅広い国際機関等と協力しながら可能な限りの貢献を行っていく予定である。

なお、2005年5月にユビキタスネット社会に関するWSISテーマ別会合を日本で開催し、ユビキタスネット社会の実現に向けて想定される課題やその課題を解決するための具体的方策について提言をまとめるなど積極的に貢献を行っている。

図表 WSIS基本宣言・行動計画の概要

基本宣言 (要旨)

1. 情報社会に向けた共通ビジョン
 - (1) 持続可能な開発と生活の質の向上を可能とする情報社会の構築
 - (2) 情報通信技術 (ICT) は、生産性を向上させ、経済成長の原動力となり、雇用を創出するなど、いっそうの発展のために新しい機会を提供
 - (3) デジタル・ディバイドの解消が必要
2. 情報社会の鍵となる11原則
 - 情報インフラの整備
「ブロードバンド」や「ユビキタスアクセス」の重要性等
 - 人材開発
 - セキュリティの確保
 - 法制度等の環境整備
 - メディアの多元性、多様性

行動計画 (要旨)

1. 2015年までの達成を目指した10の世界的なICTの目標
(例)・世界の村々をネットワークに接続し、公共アクセスポイントを設置
・全世界の50%以上の人々がネットワークに接続できる環境を整備
・すべての大学、専門学校、中・高校をネットワークに接続 等
2. 基本宣言に記載されている各原則を具体化
3. デジタル連帯綱領
デジタル・ディバイド解消を目指した国際的協力の必要性

我が国の主な主張

- ブロードバンド・ネットワークの利活用の重要性
- ユビキタスネット社会実現の重要性

} 日本の努力で、この趣旨が基本宣言・行動計画に記載

2

国際協力の推進

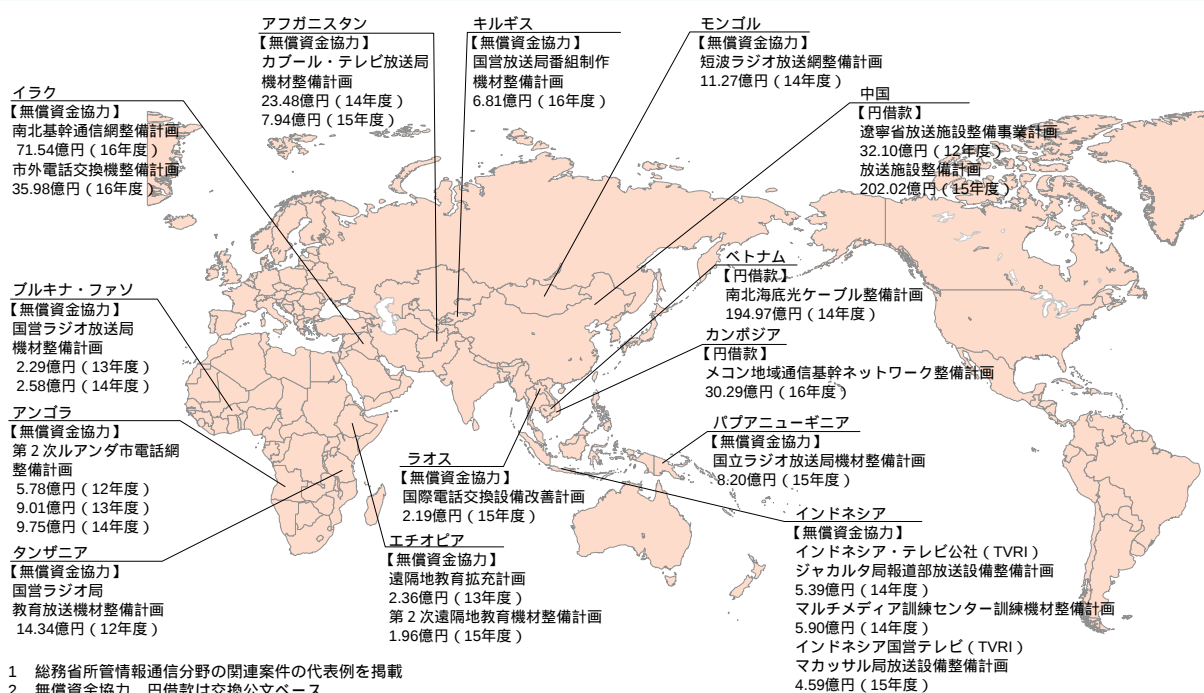
開発途上国に対する我が国の貢献

情報通信は、経済の発展、雇用の拡大、国民生活の向上等をもたらすインフラとして、大きな期待が寄せられている。開発途上国においては、人口100人当たりの固定電話普及率が1台にも達しない国が30か国程度存在する^(注)など、国際的な情報格差（デジタル・ディバイド）が拡大しており、開発途上国を含め、世界的に情報通信ネットワークの整備の必要性が高まってきた。

総務省としても、ICT分野の人材育成支援、開発途上国の情報通信主管庁との政策対話を通じたICT政

策・制度策定支援、国際共同実験の実施等による情報通信基盤整備への支援及び国際的なデジタル・ディバイドの解消のためにグローバルな協力を推進する国際機関・地域機関への支援等を実施するとともに、外務省、国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）、国際協力銀行（JBIC：Japan Bank for International Cooperation）等と協力し、ODA（政府開発援助：Official Development Assistance）を中心に、開発途上国における情報通信分野の持続的発展に貢献している（図表、 ）。

図表 過去5年間の資金協力の状況（平成12年度～16年度）



図表 JICAを通じた技術協力等の実施状況（平成16年度）

	電気通信関係	放送関係	合計
研修員受入（人）	512 (455)	73 (83)	585 (538)
専門家派遣（件）	23 (24)	17 (9)	40 (33)
プロジェクト方式 技術協力（件）	10 (10)	1 (1)	11 (11)
開発調査（件）	3 (2)	1 (1)	4 (3)

- 1 総務省所管の関連案件を掲載
2 () 内は前年度実績
3 研修員受入、開発調査については、総務省ODA予算による研修、調査を含む

（注）ITU「The Portable Internet」（2004年9月）

ITUにおける迅速な標準化活動

情報通信分野の国際標準化では、ITUが中核的な役割を果たしている。ITUにおいては、電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）及び無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）が標準化活動を行っている。

1 ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、情報通信環境を取り巻く急速な変化に対応した迅速な標準化作業（勧告の策定）を行うため、作業方法の見直し等が進められている（図表）。

2004（平成16）年10月には、WTSA-2004が開催され、次世代ネットワークの標準化活動の推進や、ホームネットワーク、セキュリティに関する取組の強化、スパム（迷惑メール）対策等のインターネット分野に関する取組の強化等、次期研究会期（2005～2008（平成17～20）年）の標準化課題や標準化体制が承認された。また、具体的な標準化活動を行う研究委員会（SG）

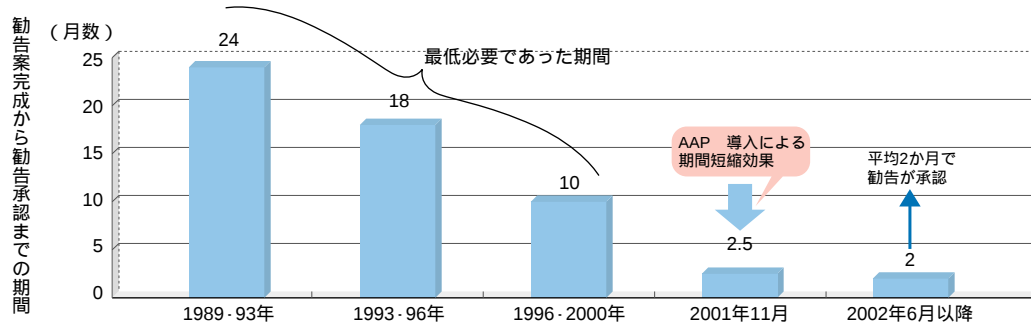
の議長・副議長の任命が行われ、我が国からは議長2名、副議長8名のすべての候補者が任命された。

2 ITU-Rにおける取組

2003（平成15）年6月には、SGの構成等ITU-Rの組織の決定、SG議長・副議長の任命、作業方法の見直し、勧告案の承認、次期研究会期における研究課題案の承認等を行う、2003年ITU無線通信総会（RA-03）がジュネーブ（スイス）において開催された。

作業方法の見直しに関しては、通常、勧告案の承認までには、採択及び承認という2段階の手続が必要となっているが、迅速化のため1段階（同時に行う）に短縮する手続方法「同時採択承認手続」（PSAA：Procedure for Simultaneous Adoption and Approval）が導入され、勧告案の策定から採択を行い、承認されるまでの期間が、現行の最短7か月から最短3か月に短縮されることとなった。

図表 ITU-T勧告の承認手続に要する期間の推移



AAP：Alternative Approval Process（代替承認手続）